

基本目標Ⅴ あらゆる暴力の根絶を基本とした安心づくり

主要施策14 あらゆる暴力の根絶

基本目標	主要施策	小分類	施策の方向	具体的取組	1年度進捗実績	1年度進捗度	1年度の成果・課題・対応等	2年度実施計画	担当課
V	14	(1)	男女平等参画の推進を阻害する要因によるあらゆる暴力根絶の啓発推進	<女性の人権を守る法律・制度の周知徹底>配偶者からの暴力防止法、ストーカー規制法等の学習機会の提供をします	男女平等参画社会づくり講座Ⅰ「あなたが感じる「女らしさ」・「男らしさ」。それって…?～いろいろな場面で考えてみませんか～」を開催(全2回。延べ43名参加) 男女平等参画都市宣言啓発講演会「なぜ、女性は土俵に上がれない?～慣習・しきたりにみる女性問題～」を開催。(18名参加) 男女平等参画情報誌「step」を、SDGsと男女平等参画を関連付けたテーマで作成した。	3、計画どおり	上記の講座や啓発誌を作成することにより、女性の人権を守る法律や制度の周知を図った。	講座や講演会等を行うことにより、女性の人権を守る法律や制度の周知を図ります。	人権推進課
V	14	(1)	男女平等参画の推進を阻害する要因によるあらゆる暴力根絶の啓発推進	<性犯罪等の防止に向けた啓発と防犯対策の強化>性犯罪に関する正しい情報を提供し、性犯罪を許さない気運の醸成を図ります。子どもに対する性暴力の根絶に向けた対策の推進や、近親者等親密な関係にある者や指導的立場にある者による性犯罪等の発生を防止するための取組を強化します。	講座や啓発誌等で性犯罪等の防止に向けた啓発に努めた。 男女平等参画社会づくり講座Ⅰ「あなたが感じる「女らしさ」・「男らしさ」。それって…?～いろいろな場面で考えてみませんか～」を開催(全2回。延べ43名参加) 男女平等参画都市宣言啓発講演会「なぜ、女性は土俵に上がれない?～慣習・しきたりにみる女性問題～」を開催。(18名参加)	3、計画どおり	講座や啓発誌等で性犯罪等の防止に向けた啓発を図り、防犯対策の強化に資するものとした。	講座や講演会等を行うことにより、性犯罪や性暴力の根絶に関して理解を促進します。	人権推進課
V	14	(1)	男女平等参画の推進を阻害する要因によるあらゆる暴力根絶の啓発推進	<性犯罪等の防止に向けた啓発と防犯対策の強化>性犯罪に関する正しい情報を提供し、性犯罪を許さない気運の醸成を図ります。子どもに対する性暴力の根絶に向けた対策の推進や、近親者等親密な関係にある者や指導的立場にある者による性犯罪等の発生を防止するための取組を強化します。	関係機関と協力して、性犯罪等街頭犯罪の防止に向けた地域安全運動(年3回)及び地域安全大会(年1回)を実施するとともに、各地域でのぼり旗の設置を行うなど啓発に努めた。	3、計画どおり	今後も、関係機関と協力して、性犯罪等街頭犯罪の防止に向けた地域安全運動及び地域安全大会を実施するとともに、各地域でのぼり旗の設置を行うなど啓発に努める。	関係機関と協力して、性犯罪等街頭犯罪の防止に向けた地域安全運動(年3回)及び地域安全大会(年1回)を実施するとともに、各地域でのぼり旗の設置を行うなど啓発に努める。	生活福祉課
V	14	(1)	男女平等参画の推進を阻害する要因によるあらゆる暴力根絶の啓発推進	<セクシュアル・ハラスメント防止の促進>企業や地域におけるセクシュアル・ハラスメントの防止のために、実効性のあるセクシュアル・ハラスメント対策を講じるよう、周知徹底するとともに、学習機会の充実を図ります。	泉南市事業所人権推進連絡会会員事業所を対象に大阪企業人権協議会サポートセンター主催研修の助成制度を周知しましたが、制度の利用はありませんでした。またハローワーク及び大阪府等労働関係機関からの啓発冊子やチラシなどを配布し啓発、情報提供を行いました。	3、計画どおり	研修会の助成制度の周知と関係機関からの啓発冊子の配布などを通じ、事業所への男女参画を阻害する暴力根絶の啓発推進と情報提供に努めている。	泉南市事業所人権推進連絡会会員事業所を対象に大阪企業人権協議会サポートセンター主催研修の助成制度を周知します。またハローワーク及び大阪府等労働関係機関からの啓発冊子やチラシなどを配布し啓発、情報提供を行います。	人権推進課
V	14	(1)	男女平等参画の推進を阻害する要因によるあらゆる暴力根絶の啓発推進	<セクシュアル・ハラスメント防止の促進>企業や地域におけるセクシュアル・ハラスメントの防止のために、実効性のあるセクシュアル・ハラスメント対策を講じるよう、周知徹底するとともに、学習機会の充実を図ります。	管理監督職を対象として、職場における様々なハラスメントを防止するために「ハラスメント防止研修」を実施した。また、平成31年3月にパワーハラスメントなどの項目を追加し、新たに制定した「ハラスメント防止要綱」の周知を行った。 *「ハラスメント防止研修」31名参加	3、計画どおり	継続的な研修や、定期的に注意喚起を実施することで、職員のハラスメント防止に繋げる必要がある。	職員を対象に、ハラスメント防止研修を実施する。また、ハラスメント防止要綱についても周知徹底する。	人事課

V	14	(2)	暴力被害者へのワンストップ支援	<性暴力の被害者支援>「性暴力支援センター・大阪(SACHICO)」など民間の支援機関と協力して、心とからだのケアに努めます。	女性相談(面接)や電話相談、DV相談を通じ、必要に応じて他機関と連携を図っています。 【女性相談(面接)の実施】 ▽毎月 第1金曜日13:00~16:00 第2火曜日17:00~20:00 第4金曜日10:00~13:00 1年度の相談件数 99件 【女性のための電話相談】 ▽毎週木曜日(祝日・第5木曜日を除く)10:00~12:00、13:00~15:00 1年度の相談件数 32件 男女平等参画情報誌「step」を、SDGsと男女平等参画を関連付けたテーマで作成した。	3、計画どおり	性暴力については、必要に応じてSACHICOなど、他機関と連携を図るよう努めているが、今年度は0件であった。	女性相談(面接)、女性のための電話相談及び「性暴力支援センター・大阪(SACHICO)」など民間の支援機関と協力して、心とからだのケアに努める。	人権推進課
V	14	(2)	暴力被害者へのワンストップ支援	<相談窓口、医療機関などとの連携の強化>各種相談事業の相談員による情報交換等により課題の整理を実施し、問題解決に向けたネットワークづくりを進めます。	DV防止連絡会議代表者会議を開催し、各関係機関と情報交換、情報共有を図った。また、DV事案が発生した都度、案件ごとに個別に情報共有を図った。	3、計画どおり	DV防止連絡会議を開催することにより、各関係機関の顔の見える関係づくりが促進され、連携を図りやすい体制の整備に努めている。外部関係機関を含む代表者会議を開催した。	配偶者からの暴力防止連絡会議を行い、連携を深める。	人権推進課
V	14	(2)	暴力被害者へのワンストップ支援	<相談窓口、医療機関などとの連携の強化>各種相談事業の相談員による情報交換等により課題の整理を実施し、問題解決に向けたネットワークづくりを進めます。	研修会に参加するなど相談員の資質向上に努めるとともに、関係機関と連携して、相談体制の強化を図った。	3、計画どおり	研修を通じ、資質の向上を図るとともに、相談体制の充実を図った。	研修会に参加するなど相談員の資質向上に努めるとともに、関係機関と連携して、相談体制の強化を図る。	生活福祉課
V	14	(2)	暴力被害者へのワンストップ支援	<相談窓口、医療機関などとの連携の強化>各種相談事業の相談員による情報交換等により課題の整理を実施し、問題解決に向けたネットワークづくりを進めます。	相談、救援活動を行う府・関係機関・NPO(民間非営利組織)との連携により支援を実施した。	3、計画どおり	相談、救援活動を行う府・関係機関・NPO(民間非営利組織)との連携により支援を実施した。	相談、救援活動を行う府・関係機関・NPO(民間非営利組織)との連携を図る。	長寿社会推進課
V	14	(2)	暴力被害者へのワンストップ支援	<相談窓口、医療機関などとの連携の強化>各種相談事業の相談員による情報交換等により課題の整理を実施し、問題解決に向けたネットワークづくりを進めます。	相談支援事業所を中心に泉南市自立支援協議会において、情報交換・課題解決に向けて検討した。	3、計画どおり	相談支援事業所を中心に泉南市自立支援協議会において、情報交換・課題解決に向けて取り組むことができた。	泉南市自立支援協議会において、相談支援事業所を中心に情報交換・課題解決に向けたネットワークにより、連携を強化します。	障害福祉課

V	14	(2)	暴力被害者へのワンストップ支援	<相談窓口、医療機関などとの連携の強化>各種相談事業の相談員による情報交換等により課題の整理を実施し、問題解決に向けたネットワークづくりを進めます。	DV事例について、関係機関と連携を図り、必要な支援を実施。	3、計画どおり	DV事例について、関係機関と連携を図り、必要な支援を実施することができた。	関係機関との連携を図り、必要な支援と情報提供を行います。	保健推進課
V	14	(2)	暴力被害者へのワンストップ支援	<さまざまな立場で相談に携わる人材の資質の向上>民生委員児童委員、自治会役員、担当者、相談員などの言動によって、被害者を傷つけないよう関係者に対する研修を実施します。	相談員・支援員のためのスキルアップ講座を開催。 ▽第1回「障害とジェンダー～女性障害者の生きづらさを知る～」(14名参加) ▽第2回「アサーティブなコミュニケーションの取り方～相談者へのエンパワメントのため～」(19名参加)	3、計画どおり	上記の講座の募集にあたっては、地域団体や関係団体に所属する者など広く市民を対象を広げて実施しており、さまざまな立場で相談に携わる人材の資質の向上を図っている。	相談員・支援員のためのスキルアップ講座を開催します。	人権推進課
V	14	(2)	暴力被害者へのワンストップ支援	<さまざまな立場で相談に携わる人材の資質の向上>民生委員児童委員、自治会役員、担当者、相談員などの言動によって、被害者を傷つけないよう関係者に対する研修を実施します。	所管団体等への情報提供に努めました。	3、計画どおり	所管団体等への情報提供を行うことで、さまざまな立場で相談に携わる人材の資質の向上につながった。	所管団体等への情報提供に努めました。	政策推進課
V	14	(2)	暴力被害者へのワンストップ支援	<さまざまな立場で相談に携わる人材の資質の向上>民生委員児童委員、自治会役員、担当者、相談員などの言動によって、被害者を傷つけないよう関係者に対する研修を実施します。	DV被害等に関する研修会に参加するなど、相談員の資質の向上に努めるとともに、関係機関と連携して、相談体制の充実化を図った。	3、計画どおり	今後も引き続き、DV被害等に関する研修会に参加するなど、相談員の資質の向上に努めるとともに、関係機関と連携して、相談体制の充実化を図る。	DV被害等に関する研修会に参加するなど、相談員の資質の向上に努めるとともに、関係機関と連携して、相談体制の充実化を図る。	生活福祉課
V	14	(2)	暴力被害者へのワンストップ支援	<さまざまな立場で相談に携わる人材の資質の向上>民生委員児童委員、自治会役員、担当者、相談員などの言動によって、被害者を傷つけないよう関係者に対する研修を実施します。	各種研修への参加、情報提供等を実施。	3、計画どおり	各種研修への参加、情報提供等を実施。	各種研修への参加、関係団体への情報提供に努める。	長寿社会推進課
V	14	(2)	暴力被害者へのワンストップ支援	<相談窓口、医療機関などとの連携の強化>各種相談事業の相談員による情報交換等により課題の整理を実施し、問題解決に向けたネットワークづくりを進めます。	研修会に参加するなど相談員の資質向上に努めるとともに、関係機関と連携して、相談体制の強化を図った。	3、計画どおり	研修を通じ、資質の向上を図るとともに、相談体制の充実を図った。	研修会に参加するなど相談員の資質向上に努めるとともに、関係機関と連携して、相談体制の強化を図る。	家庭支援課 (子ども給付係)

V	14	(2)	暴力被害者へのワンストップ支援	くさまざまな立場で相談に携わる人材の資質の向上>民生委員児童委員、自治会役員、担当者、相談員などの言動によって、被害者を傷つけないよう関係者に対する研修を実施します。	各種研修への参加、情報提供に努めた。	3、計画どおり	各種研修への参加や泉南市自立支援協議会において、情報提供に取り組んだ。	相談支援事業所を中心に泉南市自立支援協議会において、情報交換・課題解決に向けて、連携を強化し、必要に応じて関係者に対する研修を実施します。	障害福祉課
V	14	(3)	児童虐待、児童買春、児童ポルノの防止及び被害者支援	児童虐待、児童買春、児童ポルノの防止及び被害者支援>「泉南市子どもの権利条例」を遵守し、子どもへの暴力を防止するための地域システムを強化します。	保護者、教師を対象に市PTA協議会主催の人権研修会で「子どもの権利条例」について講演会を行い、共に学習した。	3、計画どおり	様々な方法で子どもの人権について考える機会を提供し、参加者をいかに増やしていくかが課題である。	保護者、教師を対象に市PTA協議会主催の人権研修会を開催し引き続き啓発を行う。	生涯学習課
V	14	(3)	児童虐待、児童買春、児童ポルノの防止及び被害者支援	児童虐待、児童買春、児童ポルノの防止及び被害者支援>「泉南市子どもの権利条例」を遵守し、子どもへの暴力を防止するための地域システムを強化します。	子どもを守る地域ネットワークでは、関係機関との連携及び児童虐待防止の理解を深めるため、各部会での研修や市民への啓発を行った。	3、計画どおり	啓発研修や実務者研修を実施した。	子どもを守る地域ネットワークにおいて、関係機関との強化を図る。	保育子育て支援課 (R2、家庭支援課)
V	14	(3)	児童虐待、児童買春、児童ポルノの防止及び被害者支援	児童虐待、児童買春、児童ポルノの防止及び被害者支援>「泉南市子どもの権利条例」を遵守し、子どもへの暴力を防止するための地域システムを強化します。	関係機関と連携し、防止啓発に努めた。	3、計画どおり	今後も引き続き、関係機関と連携し、防止啓発に努める。	関係機関と連携し、防止啓発に努める。	生活福祉課
V	14	(3)	児童虐待、児童買春、児童ポルノの防止及び被害者支援	児童虐待、児童買春、児童ポルノの防止及び被害者支援>「泉南市子どもの権利条例」を遵守し、子どもへの暴力を防止するための地域システムを強化します。	虐待事例について、関係機関と連携を図り、必要な支援を実施。健診未受診者をはじめとしたリスクの高い家庭等について、定期的に課内会議を設け、関係機関に情報提供を行った。	3、計画どおり	虐待事例について、関係機関と連携を図り、必要な支援を実施することができた。	関係機関との連携を図り、必要な支援と情報提供を行う。健診未受診者をはじめとしたリスクの高い家庭等について、課内で定期的に会議を設け、関係機関に情報提供を行う。	保健推進課
V	14	(3)	児童虐待、児童買春、児童ポルノの防止及び被害者支援	児童虐待、児童買春、児童ポルノの防止及び被害者支援>「泉南市子どもの権利条例」を遵守し、子どもへの暴力を防止するための地域システムを強化します。	男女平等参画社会づくり講座 I「あなたが感じる「女らしさ」・「男らしさ」。それって…?～いろいろな場面で考えてみませんか～」を開催(全2回。延べ43名参加) 男女平等参画都市宣言啓発講演会「なぜ、女性は土俵に上がれない?～慣習・しきたりにみる女性問題～」を開催。(18名参加)	3、計画どおり	左記の講座、講演会の募集にあたっては、広く市民を対象を広げて実施しており、さまざまな方に受講いただくことにより、市民の意識を醸成し地域システムの強化につながるよう努めています。	講座や講演会等を通じ、配偶者への暴力や子どもへの暴力等、あらゆる暴力の根絶の啓発を実施します。	人権推進課

V	14	(3)	児童虐待、児童買春、児童ポルノの防止及び被害者支援	<p><児童虐待、児童買春、児童ポルノの防止及び被害者支援>「泉南市子どもの権利条例」を遵守し、子どもへの暴力を防止するための地域システムを強化します。</p> <p>・各学校園において、子どもの相談窓口を設置し、年に1回～数回周知していることを、ヒアリングにて確認。</p> <p>・大阪府教育センター等から配布される相談窓口のカードを、各学校園を通して子どもたちに配布。</p>	3. 計画どおり	子どもが相談したいと思える窓口となるように、「子どもの権利」の視点から子どもの話を聴く体制づくりが必要。	子どもの相談窓口の現状と課題を把握し、子どもが相談したいと思える窓口の体制について検討する。	人権教育課
---	----	-----	---------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------	------------------------------------------------------	------------------------------------------------	-------

主要施策15 DV防止計画の推進

基本目標	主要施策	小分類	施策の方向	具体的取組	1年度進捗実績	1年度進捗度	1年度の成果・課題・対応等	2年度実施計画	担当課
V	15	(1)	DV被害の防止	<p><地域で福祉活動に取り組む人への啓発と連携の強化>地域において福祉活動に取り組んでいる民生委員児童委員や、人権相談を行っている人権擁護委員への啓発活動を進め、地域での早期発見につなげると同時に、連携を強化します。</p>	<p>関係団体に対し、DV被害等に関する研修会への参加を働きかけるとともに、相互の連携強化に努めた。</p>	3. 計画どおり	<p>今後も引き続き、関係団体に対し、DV被害等に関する研修会への参加を働きかけるとともに、相互の連携強化に努める。</p>	<p>関係団体に対し、DV被害等に関する研修会への参加を働きかけるとともに、相互の連携強化に努める。</p>	生活福祉課
V	15	(1)	DV被害の防止	<p><早期発見のための通報体制の整備>配偶者からの暴力に関する相談窓口などを記載したDV相談窓口一覧カードを作成します。</p>	<p>「女性のための電話相談」および「女性相談(面接)」の案内チラシ(A4サイズ)を作成し、市内公共施設(市役所、保健センター等)に配架している。また同チラシを講座や講演会実施時に配布した。</p> <p>市役所1階女子トイレおよび公民館、図書館に相談窓口の案内カード(名刺サイズ)を設置した。</p>	3. 計画どおり	<p>相談窓口の案内カード(名刺サイズ)を市役所本庁・別館の女子トイレおよび公民館、図書館の女子トイレ等に配架することにより、女性に見てもらいやすいよう心掛けた。</p>	<p>相談窓口の案内チラシ(A4サイズ)やカード(名刺サイズ)を作成し、公共施設等に配架することにより、早期発見のための通報体制の整備を図ります。</p>	人権推進課
V	15	(1)	DV被害の防止	<p><地域で福祉活動に取り組む人への啓発と連携の強化>地域において福祉活動に取り組んでいる民生委員児童委員や、人権相談を行っている人権擁護委員への啓発活動を進め、地域での早期発見につなげると同時に、連携を強化します。</p>	<p>男女平等参画社会づくり講座 I「あなたが感じる「女らしさ」「男らしさ」。それって…?～いろいろな場面で考えてみませんか～」を開催(全2回。延べ43名参加)</p> <p>男女平等参画都市宣言啓発講演会「なぜ、女性は土俵に上がれない?～慣習・しきたりにみる女性問題～」を開催。(18名参加)</p> <p>相談員・支援員のためのスキルアップ講座を開催。</p> <p>▽第1回「障害とジェンダー～女性障害者の生きづらさを知る～」(14名参加)</p> <p>▽第2回「アサーティブなコミュニケーションの取り方～相談者へのエンパワメントのために～」(19名参加)</p> <p>男女平等参画情報誌「step」を、SDGsと男女平等参画を関連付けたテーマで作成した。</p>	3. 計画どおり	<p>左記の講座、講演会の募集にあたっては、民生委員や人権擁護委員の方など、広く市民を対象を広げて実施しており、さまざまな方に受講いただくことにより、市民のDV被害に関する理解の促進を図っている。</p>	<p>講座や講演会等を通じ、地域において福祉活動に取り組んでいる方へ、DVIに関する啓発を図ります。</p>	人権推進課

V	15	(1)	DV被害の防止	<p><地域で福祉活動に取り組む人への啓発と連携の強化>地域において福祉活動に取り組んでいる民生委員児童委員や、人権相談を行っている人権擁護委員への啓発活動を進め、地域での早期発見につなげると同時に、連携を強化します。</p>	<p>各種研修への参加、情報提供等を実施。</p>	3、計画どおり	<p>地域で行われる会議等に参加し、情報の共有等を行った。</p>	<p>各種研修への参加、情報提供等を実施する。</p>	<p>長寿社会推進課</p>
V	15	(1)	DV被害の防止	<p><地域で福祉活動に取り組む人への啓発と連携の強化>地域において福祉活動に取り組んでいる民生委員児童委員や、人権相談を行っている人権擁護委員への啓発活動を進め、地域での早期発見につなげると同時に、連携を強化します。</p>	<p>泉南市自立支援協議会において、虐待の早期発見と適切な対応を図るための情報交換・課題解決に向けたネットワークにより、連携を強化した。</p>	3、計画どおり	<p>相談支援事業所を中心に泉南市自立支援協議会において、虐待の早期発見と適切な対応を図るための情報交換・課題解決に向けたネットワークにより連携し取り組むことができた。</p>	<p>泉南市自立支援協議会において、虐待の早期発見と適切な対応を図るための情報交換・課題解決に向けたネットワークにより、連携を強化します。</p>	<p>障害福祉課</p>
V	15	(1)	DV被害の防止	<p><医療・福祉関係者などへの啓発の徹底>DVに関する知識やDV被害者への対応、被害者のプライバシーへの配慮などについてのマニュアルを作成し、配布します。</p>	<p>泉南市DV被害者相談マニュアルを作成し、庁内に配布のうえ、庁内LAN(グループウェア)を活用し、当該マニュアルをデータ化した物を、各職員が閲覧できる体制を整えている。</p>	3、計画どおり	<p>DV被害者相談マニュアルを作成し、その都度医療・福祉関係者等からの問い合わせに関して、DVに関する知識やDV被害者への対応等について情報の共有を図っている。</p>	<p>泉南市DV被害者相談マニュアルを活用します。</p>	<p>人権推進課</p>
V	15	(1)	DV被害の防止	<p><医療・福祉関係者などへの啓発の徹底>DVに関する知識やDV被害者への対応、被害者のプライバシーへの配慮などについてのマニュアルを作成し、配布します。</p>	<p>DV相談・女性のための相談等掲載のパンフレットを窓口を設置し、また健診受診者に配布。</p>	3、計画どおり	<p>窓口の整備をし、相談等のパンフレットを見やすく配置することができた。</p>	<p>被害者のプライバシーへの配慮しながら、必要な支援を行う。 窓口等にDVのパンフレット等を設置し、DVの普及啓発を促進する。</p>	<p>保健推進課</p>
V	15	(2)	被害者に対する初期段階の支援の充実	<p><関係機関との連携強化>予防から被害者の自立支援までの総合的な支援を充実するために、「泉南市配偶者からの暴力防止連絡会議」の機能を強化します。</p>	<p>DV防止連絡会議代表者会議を開催し、各関係機関と情報交換、情報共有を図った。また、DV事業が発生した都度、案件ごとに個別に情報共有を図った。</p>	3、計画どおり	<p>DV防止連絡会議を開催することにより、各関係機関の顔の見える関係づくりが促進され、連携を図りやすい体制の整備に努めている。外部関係機関を含む代表者会議を開催した。</p>	<p>泉南市配偶者からの暴力防止連絡会議を開催し、連携を密接にします。</p>	<p>人権推進課</p>

V	15	(2)	被害者に対する初期段階の支援の充実	<関係機関との連携強化> 予防から被害者の自立支援までの総合的な支援を充実するために、「泉南市配偶者からの暴力防止連絡会議」の機能を強化します。	関係部署と連携して住民基本台帳事務における支援措置制度の周知をはかり、被害者の保護を徹底することに努めた。	3、計画どおり	令和元年度<成果> ・申出期間内において、現状把握徹底。関係部署と連携して、住民基本台帳事務における支援措置制度の周知をはかり、被害者の保護を徹底することに努めた。 ・「泉南市配偶者からの暴力防止連絡会議」令和元年10月7日 関係部署との連携・泉南市の実態把握。 ・申出期間経過者に対して、書類送付し申出勧奨を徹底した。 令和元年度<課題> ・申出者からの「住民基本台帳事務における支援措置」への重要性認識が薄い。制度説明周知徹底していきたい。	関係部署と連携して住民基本台帳事務における支援措置制度の周知をはかり、被害者の保護を徹底することに努める。	市民課
V	15	(2)	被害者に対する初期段階の支援の充実	<関係機関との連携強化> 予防から被害者の自立支援までの総合的な支援を充実するために、「泉南市配偶者からの暴力防止連絡会議」の機能を強化します。	弁護士による法律相談を月2～3回、年間34回実施し、相談件数は201件ありました。	3、計画どおり	弁護士による法律相談を月2～3回、年間34回実施し、相談件数は201件ありました。	弁護士による法律相談を月3～2回、年間34回実施の予定です。	産業観光課
V	15	(2)	被害者に対する初期段階の支援の充実	<関係機関との連携強化> 予防から被害者の自立支援までの総合的な支援を充実するために、「泉南市配偶者からの暴力防止連絡会議」の機能を強化します。	関係各課との連携を行いながら、当該ケースについて、適切な保険証等の交付事務に努めた。	3、計画どおり	令和元年度は該当ケースはなかった。今後も関係各課と連携し対応する。	DVについての理解を深め、関係各課との連携を行い、今後も引き続き適切な保険証等の交付に努める。	保険年金課
V	15	(2)	被害者に対する初期段階の支援の充実	<関係機関との連携強化> 予防から被害者の自立支援までの総合的な支援を充実するために、「泉南市配偶者からの暴力防止連絡会議」の機能を強化します。	DV防止連絡会議代表者会議を開催し、各関係機関と情報交換、情報共有を図った。また、DV事案が発生した都度、案件ごとに個別に情報共有を図った。	3、計画どおり	DV防止連絡会議を開催することにより、各関係機関の顔の見える関係づくりが促進され、連携を図りやすい体制の整備に努めている。外部関係機関を含む代表者会議を開催した。	泉南市配偶者からの暴力防止連絡会議を開催し、連携を密接にします。	家庭支援課 (子ども給付係)
V	15	(2)	被害者に対する初期段階の支援の充実	<関係機関との連携強化> 予防から被害者の自立支援までの総合的な支援を充実するために、「泉南市配偶者からの暴力防止連絡会議」の機能を強化します。	関係部署との連携強化に努めた	3、計画どおり	関係部署との情報共有等に努め、被害者の一時保護から自立支援を行った。	関係部署との連携強化に努める。	長寿社会推進課

V	15	(2)	被害者に対する初期段階の支援の充実	<関係機関との連携強化> 予防から被害者の自立支援までの総合的な支援を充実するために、「泉南市配偶者からの暴力防止連絡会議」の機能を強化します。	泉南市配偶者からの暴力防止連絡会議に出席し、関係各課との連携を図った。	3、計画どおり	関係各課と情報共有を行い継続的な連携をすすめることができた。	今後も、予防から被害者の自立支援までの総合的な支援を充実するために関係各課、機関との連携を図る。	障害福祉課
V	15	(2)	被害者に対する初期段階の支援の充実	<関係機関との連携強化> 予防から被害者の自立支援までの総合的な支援を充実するために、「泉南市配偶者からの暴力防止連絡会議」の機能を強化します。	関係機関との連携を強化するために会議に出席した。	3、計画どおり	DV被害者の現状を知るとともに、切れ目のない支援を実施するために、各関係機関の連携が重要であることを共有できた。	会議に出席し、引き続き連携の強化に努める。	保健推進課
V	15	(2)	被害者に対する初期段階の支援の充実	<関係機関との連携強化> 予防から被害者の自立支援までの総合的な支援を充実するために、「泉南市配偶者からの暴力防止連絡会議」の機能を強化します。	DV防止連絡会議代表者会議を開催し、各関係機関と情報交換、情報共有を図った。また、DV事案が発生した都度、案件ごとに個別に情報共有を図った。	3、計画どおり	今後も引き続き、DV防止連絡会議を開催することにより、各関係機関の顔の見える関係づくりが促進され、連携を図りやすい体制の整備に努めている。外部関係機関を含む代表者会議を開催した。	泉南市配偶者からの暴力防止連絡会議を開催し、連携を密接にします。	生活福祉課
V	15	(2)	被害者に対する初期段階の支援の充実	<関係機関との連携強化> 予防から被害者の自立支援までの総合的な支援を充実するために、「泉南市配偶者からの暴力防止連絡会議」の機能を強化します。	予防から被害者の自立支援までの総合的な支援を充実するために、「泉南市配偶者からの暴力防止連絡会議」の役割を果たしました。	3、計画どおり	対応方に配慮を要するケースについて、学校園や関係機関と連携をとり対応した。	引き続き、予防から被害者の自立支援までの総合的な支援を充実するために、「泉南市配偶者からの暴力防止連絡会議」の役割を果たしていきます。	学務課
V	15	(2)	被害者に対する初期段階の支援の充実	<相談の充実と連携の強化> 地域包括支援センターとの連携を強化するとともに、被害者に二次被害が及ばないための配慮の観点から、庁内窓口用の「泉南市DV被害者相談マニュアル」や「ワンストップ相談シート」を有効に活用します。	地域包括支援センターとの連携により相談体制を充実した。	3、計画どおり	地域包括支援センターとの連携による相談を実施。	地域包括支援センターとの連携により相談体制を充実する。	長寿社会推進課
V	15	(2)	被害者に対する初期段階の支援の充実	<相談の充実と連携の強化> 地域包括支援センターとの連携を強化するとともに、被害者に二次被害が及ばないための配慮の観点から、庁内窓口用の「泉南市DV被害者相談マニュアル」や「ワンストップ相談シート」を有効に活用します。	地域包括支援センターとの連携により相談体制を充実した。	3、計画どおり	地域包括支援センターとの連携による相談を実施。	地域包括支援センターとの連携により、相談体制を充実します。	障害福祉課

V	15	(2)	被害者に対する初期段階の支援の充実	<p><相談の充実と連携の強化>地域包括支援センターとの連携を強化するとともに、被害者に二次被害が及ばないための配慮の観点から、庁内窓口用の「泉南市DV被害者相談マニュアル」や「ワンストップ相談シート」を有効に活用します。</p>	<p>女性相談(面接)の実施 ▽毎月 第1金曜日13:00～16:00 第2火曜日17:00～20:00 第4金曜日10:00～13:00 1年度の相談件数 99件</p> <p>女性のための電話相談 ▽毎週木曜日(祝日・第5木曜日を除く)10:00～12:00、13:00～15:00 1年度の相談件数 32件</p> <p>市役所1階女子トイレおよび公民館、図書館に相談窓口の案内カードを設置した。</p> <p>DV被害者相談マニュアルを庁内LAN上で情報共有し、活用を促進した。</p>	3、計画どおり	<p>相談窓口案内カードを設置することにより、女性相談、女性のための電話相談の周知を図った。また、マニュアル等の活用を促進することで連携の強化に努めた。</p>	<p>女性相談、女性のための電話相談実施、周知のための啓発実施を行う。庁内窓口担当者に対し、DV被害者相談マニュアルの活用を進めます。</p>	人権推進課
V	15	(2)	被害者に対する初期段階の支援の充実	<p><被害者の安全確保の徹底>場所の秘匿を徹底し、一時保護にあたっての適切な保護を実施するとともに、保護命令申立て手続きに関する情報提供を行います。</p>	<p>大阪府女性相談センター及び岸和田子ども家庭センター、警察署などのDV被害者支援センターと連携し、適切な保護を行った。 一時保護件数1件。</p>	3、計画どおり	<p>大阪府女性相談センター、岸和田子ども家庭センター、警察署などのDV被害者支援センターや民間シェルター等と連携する際には、被害者安全確保の徹底に努めています。</p>	<p>大阪府女性相談センター、岸和田子ども家庭センター、警察署などのDV被害者支援センターや民間シェルター等と連携し、適切な保護の実施に努めます。</p>	人権推進課
V	15	(2)	被害者に対する初期段階の支援の充実	<p><被害者の安全確保の徹底>場所の秘匿を徹底し、一時保護にあたっての適切な保護を実施するとともに、保護命令申立て手続きに関する情報提供を行います。</p>	<p>高齢者虐待対応に基づく一時保護を実施。</p>	3、計画どおり	<p>地域包括支援センター、警察等との連携により一時保護を実施。</p>	<p>高齢者虐待対応に基づく一時保護を継続して実施する。</p>	長寿社会推進課
V	15	(3)	生活基盤を整えるための支援	<p><生活基盤を整えるための支援>ハローワークなどと連携し、就労支援を行います。</p>	<p>地域就労支援センターで就労相談を行い、年間の相談件数は250件でした。また、泉南市事業所人権推進連絡会会員事業所を対象に自立支援協議会実務者会議を年1回、相談を受けるコーディネーターのスキルアップのための研修(市町村就職困難者就労支援担当職員研修会)に1回参加しました。</p>	3、計画どおり	<p>地域就労支援センターで就労相談を行い、年間の相談件数は250件でした。また、泉南市事業所人権推進連絡会会員事業所を対象に自立支援協議会実務者会議を年1回、相談を受けるコーディネーターのスキルアップのための研修(市町村就職困難者就労支援担当職員研修会)に1回参加しました。</p>	<p>地域就労支援事業を実施しており、就職困難者、特に母子家庭の母親を重点に、雇用・就労のためのスキルアップ事業を実施します。</p>	産業観光課
V	15	(3)	生活基盤を整えるための支援	<p><生活基盤を整えるための支援>ハローワークなどと連携し、就労支援を行います。</p>	<p>大阪マザーズハローワークや庁内就労支援施策、(一社)泉南市人権協会の就労支援施策等についての情報を、チラシの配架や個別相談内容に応じて提供しました。</p>	3、計画どおり	<p>チラシの配架等は、資料が送付されてきた都度、情報提供している。相談については、(一社)泉南市人権協会の総合相談につなぐ等、関係機関と連携している。</p>	<p>マザーズハローワークや庁内就労支援施策、(一社)泉南市人権協会の就労支援施策についての情報を提供します。</p>	人権推進課

V	15	(3)	生活基盤を整えるための支援	<生活基盤を整えるための支援>女性相談センターや医療機関、警察、市民団体などのさまざまな機関が連携し、中長期にわたる継続的な被害者支援を実施する仕組みをつくります。	大阪マザーズハローワークや庁内就労支援施策、泉南市人権協会の総合相談等についての情報を提供しました。また、一時保護が必要となった時は、まず生活保護係につないでおくなど、被害者の生活基盤を整えるための支援を行いました。	3、計画どおり	DV相談があった時などは、その都度、他機関と連携し、被害者の生活基盤を整えるための支援に努めている。	マザーズハローワークや庁内就労支援施策、泉南市人権協会の総合相談等についての情報を提供します。また、被害者の生活基盤を整えるため、他機関との連携を推進します。	人権推進課
V	15	(3)	生活基盤を整えるための支援	<同伴する子どもへの支援>子どもへの支援について適切な情報提供をします。	子どもへの支援について適切な情報提供をしました。	3、計画どおり	子ども支援についての必要な情報など提供について、関係部局、機関と適切に行うことができました。	引き続き、子どもへの支援について適切な情報提供をします。	学務課
V	15	(3)	生活基盤を整えるための支援	<同伴する子どもへの支援>保育所・認定こども園・幼稚園・学校が安心・安全な場所となるよう、情報の保護や対応の整備を進めます。	幼稚園・学校が安心・安全な場所となるよう、情報の保護や対応の整備を進めました。	3、計画どおり	学校園と連携し、保護者への情報提供について引き続き、円滑に提供できるよう調整した。	引き続き、幼稚園・学校が安心・安全な場所となるよう、情報の保護や対応の整備を進めます。	学務課
V	15	(3)	生活基盤を整えるための支援	<同伴する子どもへの支援>保育所・認定こども園・幼稚園・学校が安心・安全な場所となるよう、情報の保護や対応の整備を進めます。	認定こども園・保育所との連携を密にし、子どもの安心・安全を確保した。	3、計画どおり	今後も関係機関と連携し子どもの安心・安全の確保をすすめる。	認定こども園・保育所との連携を密にし、子どもの安心・安全を確保していく。	保育子育て支援課 ⇒保育子ども課
V	15	(3)	生活基盤を整えるための支援	<同伴する子どもへの支援>子どもへの支援について適切な情報提供をします。	家庭児童相談室において、子どもへの支援を行った。	3、計画どおり	人員体制の維持及び人材の育成を図ることで、安定した支援の確保が必要である。	家庭児童相談室において、子どもへの支援を行っていく。	保育子育て支援課 (R2、家庭支援課)
V	15	(3)	生活基盤を整えるための支援	<高齢者・障害者への支援>高齢者や障害者の相談に携わる機関に対し、DVに関する認知を促すとともに、DV相談機関等に関する情報の提供をします。	高齢者虐待防止に関する意識啓発、広報活動等を実施。	3、計画どおり	高齢者・障害者虐待防止月間である9月に広報にて、相談窓口等の周知啓発を実施。	高齢者虐待防止に関する意識啓発、広報活動等を実施する。	長寿社会推進課

V	15	(3)	生活基盤を整えるための支援	<高齢者・障害者への支援>高齢者や障害者の相談に携わる機関に対し、DVに関する認知を促すとともに、DV相談機関等に関する情報の提供をします。	障害者虐待防止に関する意識啓発、広報活動等を実施。	3、計画どおり	高齢者・障害者虐待防止月間である9月に広報にて、相談窓口等の周知啓発を実施。	障害者虐待防止に関する意識啓発、広報活動等を実施します。	障害福祉課
V	15	(3)	生活基盤を整えるための支援	<高齢者・障害者への支援>高齢者や障害者の相談に携わる機関に対し、DVに関する認知を促すとともに、DV相談機関等に関する情報の提供をします。	DV防止連絡会議を開催し、DVに関する基本的な知識、取り扱いについて確認した。また、個別具体的な事案についても、その都度、関係機関と連携を図った。	3、計画どおり	DV防止連絡会議を開催し、DVに関する基本的な知識、取り扱いについて確認する等して、高齢者・障害者への支援に努めている。	DV防止連絡会議を開催し、DVに関する基本的な知識、取り扱いについて確認及び連携に努める。	人権推進課
V	15	(3)	生活基盤を整えるための支援	<外国籍住民への支援>国際交流団体と連携しながら、多言語でDVに関する情報提供するためのリーフレットを作成します。	「泉南市 市役所サービスガイドブック2016」の5か国語翻訳版において「女性相談(面接)」、「女性のための電話相談」の情報を掲載し、情報提供を行っている。	3、計画どおり	日本語を話すことができる、もしくは読むことができる外国人に対する一定の支援は、図ることができる。それができない外国人に対する支援を図っていくことが課題なので、相談スタッフや啓発誌等の多言語化を進めていく必要がある。	市役所玄関ホール及び男女平等参画ルームの情報コーナーに啓発紙等を配架し、情報提供に努める。	人権推進課
V	15	(3)	生活基盤を整えるための支援	<外国籍住民への支援>国際交流団体と連携しながら、多言語でDVに関する情報提供するためのリーフレットを作成します。	外国籍住民への支援の一環として、「泉南市 市役所サービスガイドブック2016」5か国語翻訳版を活用し、継続して情報提供に努めました。	3、計画どおり	外国籍住民への支援の一環として、引き続き「泉南市 市役所サービスガイドブック2016」を窓口をはじめ、公共施設でも配布し、広く情報提供を行いました。	関係課との連携を図りながら、情報提供に努めます。	政策推進課
V	15	(4)	若年層へのDV防止教育及び相談	<デートDV防止に関する取組の強化>学校と関係機関の連携のもと、学校での啓発活動を進めます。	中学校においてデートDVについての取組が実施された。	4、計画をやや下回る	学年を決めて毎年啓発を行う必要がある。	学校と関係機関の連携のもと、中学校でのデートDVについての授業を行うなど学校での啓発活動を進める。	人権教育課
V	15	(4)	若年層へのDV防止教育及び相談	<デートDV防止に関する取組の強化>学校と関係機関の連携のもと、学校での啓発活動を進めます。	人権教育課と連携して、大阪府の「教職員向けDV被害者対応マニュアル」を配布するとともに、校内研修等実施の促進を図りました。	3、計画どおり	教職員が研修等を通じて、実態把握と未然防止に努めるとともに、児童生徒から相談しやすい体制や環境を整えることができた。	引き続き、DV被害への未然防止に努めるとともに、生じた場合は関係機関と連携を図り、迅速かつ組織的に対応していきます。	指導課

V	15	(4)	若年層へのDV防止教育及び相談	<p><デートDV防止に関する取組の強化>中学生・高校生・大学生を対象にした啓発リーフレットを作成します。</p>	<p>大阪府や他機関が作成したリーフレットの配架を行うなどし、啓発を図った。また、相談においては、内容に応じてデートDVに関することを啓発している。</p>	3、計画どおり	<p>大阪府・他機関が作成したリーフレットの配架や、個別相談時においてデートDVに関することを周知することにより、デートDV防止に関する啓発を図った。</p>	<p>大阪府等が作成したリーフレットの配架を行います。また、個別相談においては、適切に周知し啓発を図ります。</p>	人権推進課
---	----	-----	-----------------	-----------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------	---------	---------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------	-------